

## 社会福祉法人吉野ヶ里町社会福祉協議会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人吉野ヶ里町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等に対する報酬の額並びにその支給について定めることを目的とする。

### (役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1)理事、監事
- (2)評議員
- (3)評議員選任・解任委員
- (4)その他会長が必要と認めた者

### (報酬額)

第3条 前条に掲げる役員等の報酬の額は、次のとおりとし、理事会、評議員会、監事による監査、各種委員会等、招集に応じて出席した場合に支給する。

(1)理事、監事	一回につき	4,126 円
(2)評議員	一回につき	4,126 円
(3)評議員選任・解任委員	一回につき	4,126 円
(4)その他	一回につき	4,126 円

### (報酬の支給方法)

第4条 前条に掲げる報酬は、月末締めで翌月 10 日に役員等の預金口座へ振り込む。ただし、その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い土曜日、日曜日または休日でない日を支給日とする。

### (費用弁償)

第5条 役員等が、法人の職務を行うために町外の区域に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

### (旅費の額)

第6条 役員等に支給する旅費については、役員及び職員等の旅費に関する規程の例による。

附 則

この規程は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(第 3 条の改正)

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 16 日から施行する。

(第 2 条～第 6 条の改正)